

平成24年度チャレンジ25地域づくり事業 公募要領

平成24年4月10日
環境省総合環境政策局環境計画課

環境省では、平成23年度より実施しているチャレンジ25地域づくり事業について、平成24年度の新規事業を公募します。本事業の概要、対象事業、応募方法及びその他留意していただきたい点は、本公募要領に記載するとおりですので、応募される方は、公募要領を閲読いただくようお願いいたします。

なお、対象事業者として選定された場合には、環境省委託契約事務取扱要領その他会計法令に基づき契約手続きを行っていただくことになります。

その他、公募要領でご不明な点等がありましたら、下記担当までご連絡下さい。

〒100-8975
東京都千代田区霞が関1-2-2
環境省総合環境政策局環境計画課
担当：古来、今野、岩下、村尾
TEL:03-3581-3351（代表）
内線：6284, 6257, 6222, 6229
FAX:03-3581-5951
E-mail:SOKAN_CHIIKI2@env. go. jp

平成24年度チャレンジ25地域づくり事業 公募要領

1. 事業概要

我が国は、平成21年9月の国連気候変動首脳会合において、温室効果ガスを2020年までに1990年比で25%削減するという目標を掲げました。25%削減目標の達成にあたっては、日々の暮らし、ものづくり、地域づくりなどあらゆる分野での総合的な対策を進めていくことが重要となっています。チャレンジ25地域づくり事業では、地域単位でさまざまな技術が人々に利用される仕組みを構築することの有効性に着目し、温室効果ガスを25%削減するのに効果的・先進的な対策のなかで、技術的には確立されているものの、十分な効果検証がなされていない先進的対策について、事業性・採算性・波及性等の検証を行い、全国に展開させていくことを目的としています。

2. 公募対象事業

チャレンジ25地域づくり事業（以下「本事業」といいます）対象とする事業は、以下に示す①から④までのテーマに適したものとします。

今般の東日本大震災後の電力需給逼迫を踏まえて、各テーマの中で、東北電力又は東京電力が電力を供給する区域における節電対策に有効な事業を優先的に採択することがあります。

各事業メニューの採択件数や採択額は、応募状況によって変更が生じる場合がありますので、ご了承下さい。

	事業メニュー	内容	予算規模・採択件数	事業期間
①	都市未利用熱の活用	廃熱や温排水など、都市で未利用のエネルギーを活用した先進的な熱電供給システムの構築など	予算額の範囲内で、5件程度を採択予定	原則として3年。ただし、事業内容に応じて事業期間を延長できる場合があります。
②	低炭素型交通システムの構築	燃料電池自動車などを利用したコミュニティ向け低炭素型交通システムの構築、内航船舶のイドリングストップなど		
③	大規模駅周辺等の低炭素化	大規模な駅を中心に周辺など、一体的な機能をもつ施設における25%削減に効果的な対策の集中的・複合的な導入など		
④	バイオマスエネルギー等の活用	間伐材や下水汚泥等由来メタン等を活用した熱電供給システムの構築など		

3. 公募対象者

(1) 応募できる方の要件

本事業に応募できる者は、以下の者としします。ただし、2. 公募対象事業の①において、市町村等が所有する清掃工場の廃熱を利用する事業を実施する場合に限り、共同実施者として地方公共団体（特別区及び一部事務組合を含む）を対象とすることができます。

①民間企業

②独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人

③特例民法法人並びに一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人

④その他法律によって直接設立された法人

(2) 事業の実施体制

本事業は、単独の事業者が実施するほか、複数の民間事業者と共同で行うことも可能です。共同事業の場合、その代表者が本事業の申請者となり、申請者以外の事業者を共同実施者としします。

代表者は、本事業に関する応募書類の申請者となるほか、環境省での審査過程に関する連絡・対応にあたって、総括的な責任を有します。また、代表者は、事業が採択された後は、円滑な事業執行と目標達成のために、共同実施者を代表してその事業推進に係るとりまとめを行うとともに、事業の共同実施者との役割分担を含む事業計画の作成等、事業の円滑な実施のための進行管理を行っていただくことになります。

なお、事業の実施体制はやむを得ない事情のため環境省が承認した場合を除き、事業採択後に変更することはできません。

4. 採択要件

(1) 基礎的要件

①事業を行うための実績・能力を有し、実施体制が構築されていること

②提案内容に、事業内容・事業効果・経費内訳等が明確な根拠に基づき示されていること

③技術開発や技術実証に係る要素が含まれていないこと

④他の府省庁の補助金等の助成（助成の決定を含む）を受けていないこと

(2) 実証事業としての要件

①温室効果ガスの削減が、1990年比で25%削減に効果的であること

②実証した対策について、事業性・採算性が検証されていること

③先進性・モデル性があり、他地域への展開の可能性が見込めるなど、波及効果が検証されること、又は、東北電力又は東京電力が供給する区域における電力需給対策に有効な効果が見込まれること

④実証した対策が地域の低炭素化を促進する社会基盤となり、地域づくりに貢献できること

5. 選定・採択の方法

(1) 選定・採択スケジュール

公募から選定・採択までのスケジュールは概ね以下のとおりとすることを予定しています。

- ①本要領に基づく公募（平成24年4月10日～5月25日）
- ②審査委員会による審査（平成24年6月上旬）
- ③採択事業の決定（平成24年6月上旬）

(2) 選定・採択の方法

応募内容に係る審査は以下の手順で行います（審査は非公開）。原則として、応募者からのヒアリングは実施しません。なお、審査にあたって、環境省から内容の補足説明を電話等によりお願いする場合があります。

①プレ審査（資格・要件チェック）

応募書類に記載された事業内容等の各項目が4. 採択要件（1）基礎的要件を満たしているかどうかについて、環境省が審査します。例えば、公募要領の「2. 公募対象事業」に示すいずれの分野にも該当しない場合など、明らかに要件を満たしていないものは、以降の審査を行わないものとします。また、応募書類の明らかな記載ミス（書式・対象事業・経理・積算・削減効果など）や書類の不備がある場合にも、以降の審査の対象とならない場合があります。

②書面審査

プレ審査を通過した応募について、環境省が設置する審査委員会（外部有識者及び環境省担当官で構成）において、4. 採択要件（2）実証事業としての要件及び行政的観点等に基づいた審査により応募書類に記載された各項目について採点し、予算の範囲内において、原則として高得点の事業から順次採択します。

また、採択にあたっては、計画の内容、事業費や実施体制等の変更をお願いする場合があります。

なお、採択結果については、事業者名・事業概要等を環境省ホームページ等に掲載する予定です。

6. 応募の方法

(1) 応募様式について

応募にあたり提出が必要となる書類は、以下の2種類です。電子ファイルは、環境省HPからダウンロードして使用するか、様式のレイアウトを変更しない程度に応募者自らが作成して下さい。

- ・平成24年度チャレンジ25地域づくり事業 応募様式
- ・応募者の企業パンフレット等業務概要がわかる資料、定款又は寄附行為
- ・経理状況説明書（直近2決算期の貸借対照表及び損益計算書）
- ・その他参考資料

(2) 応募書類の提出方法

事業の応募に必要な書類と電子媒体を提出期限までに、持参または郵送によって（電子メールによる提出は受け付けません）、環境省へ提出して下さい。応募書類は、封書に入れ、宛名面に「応募事業者名」及び「平成24年度チャレンジ25地域づくり事業応募書類」と朱書きで明記して下さい。受付期間以降に環境省に到達した書類のうち、遅延が環境省の事情に起因しない場合は、いかなる理由があっても応募を受け付けませんので、十分な余裕をもって応募して下さい。また、郵送する場合には、特定記録郵便など、配達記録の残る方法によって下さい。

提出先：

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

環境省総合環境政策局環境計画課 担当：古来、今野、岩下、村尾

TEL:03-3581-3351（代表） 内線：6284, 6257, 6222, 6229

(3) 応募に必要な提出物及び提出部数

6(1)に掲げる各書類について、正本1部・副本7部を提出して下さい。また、書類の電子データ（パンフレット等の参考資料は不要）を保存した電子媒体（CD-R）を1部提出して下さい（電子媒体にも、応募者名を必ず記載して下さい）。

但し、パンフレット等は1部、正本への添付のみとします。

(4) 受付期間

平成24年4月10日（火）から平成24年5月25日（金）17:00まで

7. 応募にあたっての留意事項

(1) 本事業の契約形態等

本事業は、国からの委託事業となります（補助金ではありません）。委託費の支払は、事業完了後の検査後払い（精算払）を原則としています。精算払とは、委託事業が終了し、受託者から完了報告書が提出された後に、環境省が完了検査を実施し、契約の適正な履行を確認するとともに、精算報告書に基づき委託事業に要した経費の額を確定した後に委託費を支払うことをいいます。

委託事業の実施中に、委託費の一部若しくは全部を支払できる制度もあります（概算払）が、本事業では原則として精算払を念頭において手続きを実施するようにして下さい。

(2) 本事業で使用する設備の導入方法

委託業務で使用する設備等の導入にあたっては、原則としてリース方式による導入を検討の上、応募書類の作成をお願いします。国からの委託費で購入・取得した物品等の所有権は環境省に帰属することから、実証期間終了後に、撤去・有償貸与・売払のいずれかによって処分する必要があります（詳細は、「応募書類9. 本事業で計上できる経費について」をご参照下さい）。

(3) 既助成事業の応募禁止

既に他府省の補助金等の助成を受けている（助成の決定を含む）事業については、本事業への応募はできません。また、応募者は、本事業への応募後、当該応募に係る事業について他府省の補助金等の助成が決定した場合は、直ちに取り下げの連絡をして下さい。

（４）虚偽の応募に対する措置

①応募書類に虚偽の内容を記載した場合、事実と異なる内容を記載した場合は、事業の不採択、採択の取消、委託契約の解除、違約金の徴収等を含む措置をとることがあります。

②応募書類に記載された二酸化炭素削減効果や事業性・採算性等の事業目標を達成できないことが判明した場合、提案根拠の設定ミス等、明らかに応募者の責に帰す事由の場合には、上記①の措置をとることがあります。

（５）事業の中止等の措置

応募者は、天災地変その他やむを得ない事由により事業の全部又は一部の遂行が困難となった場合は、事業の中止等について事前に環境省と協議する必要があります。

（６）次年度以降の契約

委託契約は、単年度ごとの単年度契約となりますが、年度ごとに業務遂行状況が良好と認められる場合には、提出された計画に基づき次年度以降の契約を締結します。ただし、次年度以降の契約は、次年度において所要の予算措置が講じられた場合にのみ行いうるものであり、次年度の予算見込み額に比較して大幅な予算額の変更や予算内容の変更等が生じたときは、事業内容の大幅な変更や契約を締結しないことがあります。

（７）応募書類の取扱い

提出された応募書類は、当該応募者に無断で、環境省及び審査委員会において採択の審査以外の目的に使用することはありません。ただし、採択された事業者の提案内容は、契約仕様書にその内容が記載されるものであり、契約締結後は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）に基づき、不開示情報（個人情報等）を除いて開示される場合があります。

8. 実証技術を保有する民間事業者の紹介

チャレンジ 25 地域づくり事業は、技術は確立されているものの効果検証がなされていない先進的技術について対象としていることから、本件応募に併せて、実証技術を保有する民間事業者（平成 24 年度から実証が可能な者に限る）を環境省ホームページにより紹介することとします。

これらの民間事業者の皆さまにおかれましては、事業者名、担当部署、担当者、連絡先（電話及び電子メール）、技術の情報について、情報提供にご協力下さいますようお願いいたします。環境省ホームページ掲載にあたっては、技術の内容について必要に応じてヒアリングをさせていただきますのでご了承下さい。

なお、掲載された技術をもって応募いただいても採択を確約するものではありません。

9. 問い合わせ先

公募全般に対する問い合わせ先は下記のとおりです（6（2）応募書類の提出先と同じ）。

ただし、問い合わせは、極力電子メールを利用し、他事業と区分するためにメール件名を「平成24年度チャレンジ25地域づくり事業に関する問い合わせ」として下さい。

問い合わせ先：

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

環境省総合環境政策局環境計画課 担当：古来、今野、岩下、村尾

TEL:03-3581-3351（代表） 内線：6284, 6257, 6222, 6229

FAX:03-3581-5951

E-mail:SOKAN_CHIIKI2@env. go. jp

10. その他

- (1) 環境省担当官や外部審査委員への働きかけ・陳情等により、審査の公正中立性が確保されないと判断された場合には、審査及び採択対象から除外します。
- (2) 採否を問わず、審査結果に対するご意見には対応いたしかねますので、予めご了承下さい。
- (3) 本事業は平成24年度からの新規事業であり、他府省の既存事業で既に検証がなされている応募内容は、採択対象から除外する場合があります。